

東京女子医科大学学術リポジトリ運用指針

平成 21 年 3 月 25 日制定

(趣旨)

第1条 東京女子医科大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という）は、本学において作成された研究・教育成果を電子的に収集、蓄積及び保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で発信、提供し、研究・教育の発展に資すると共に社会に対する貢献に寄与することを目的とする。この目的を達成するために、この指針により、リポジトリの運用について、必要な事項を定めるものとする。

(リポジトリ登録資格者)

第2条 リポジトリに学術情報等を登録できる者（以下「登録資格者」という）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する教職員及び学生
- (2) 前条に準ずる者として東京女子医科大学学術リポジトリ専門委員会（以下、委員会という）が特に認めた者

(リポジトリ登録要件)

第3条 リポジトリに登録することができる学術情報等は、第2条に定める者が作成した著作物であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 本学在籍中の教育研究活動により創造された学術的な著作物であること
- (2) 登録資格者が作成に関与した学術情報等であること
- (3) 原則として、内外の学術機関により公表されたものであること
- (4) 公開にあたり、法令並びに本学の諸規程及び社会通念上の問題が生じないものであること

(著作権)

第4条 リポジトリに登録された学術情報等の著作権は著作権者に帰属する。

2. 著作権者は、リポジトリに関する業務を実施するために必要な範囲内において、著作物を利用することを許諾するものとする。
3. 登録された学術研究成果等の内容に関する責任は、著作権者が負うものとする。

(登録手続)

第5条 登録資格者がリポジトリに学術情報等を登録する場合は、登録手続きに従い、登録を行うものとする。

2. 登録資格者から提供された学術情報等について、事務局が公開に支障のないことを確認し、登録を代行する。

(登録の削除)

第6条 東京女子医科大学学術リポジトリ事務局（以下「事務局」という）は、次の各号に定める場合において、委員会がこれを承認した場合、登録された学術情報等を削除する。

- (1) 登録者が理由を付して削除の申請を行なった場合
- (2) 第3条の(4) に定める事項に疑義がある場合

(利用条件)

第7条 ネットワークを通じてリポジトリに登録された学術情報等を利用する者は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(利用条件の周知)

第8条 リポジトリ公開にあたり、第4条及び前条に定める利用条件を周知し、注意を喚起する。

(管理・運用)

第9条 リポジトリの管理及び運用に関する事務は、事務局において処理する。

(免責事項)

第10条 本学は、リポジトリに提供された学術情報等を利用することによって発生した利用者のいかなる損害についても、責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し必要な事項は、東京女子医科大学学術リポジトリ専門委員会が定める。

附 則

本指針は、平成21年3月25日から施行する。